環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「政策立案総括審議官」の下に「、公文書監理官」を加え、同条第一項中「政策立案総括審議官」の下に「、公文書監理官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　公文書監理官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第十六条中第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

第十六条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　環境省の所掌事務に係る環境の保全に関する事業者及び国民の理解を深めるための教育及びこれらの者の学習の振興（第十八条において「環境教育等の振興」という。）並びに国民又は営利を主たる目的としない民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（同条において「非営利環境保全活動」という。）の促進に関する事務の総括に関すること。

第十八条第一号及び第二号中「もの（」の下に「環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに」を加え、同条第四号ハ中「こと」の下に「（環境教育等の振興に係るものを除く。）」を加え、同号ニ中「こと」の下に「（非営利環境保全活動の促進に係るものを除く。）」を加え、同条第五号を削り、同条第六号中「もの（」の下に「環境教育等の振興及び非営利環境保全活動の促進に係るもの並びに」を加え、同号を同条第五号とする。

附則第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十五号

原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令

内閣は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第二十七条第六項において準用する国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力規制委員会組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「七人」を「八人」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十六号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の二及び第二十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五条第二項及び第三十条の二第一項第六号、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、防衛省の職員の給与に関する法律第十一条の三第一項並びに同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三の見出し中「報道官」の下に「、公文書監理官」を加え、同条第一項中「報道官一人」の下に「、公文書監理官一人」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　公文書監理官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

第十条の四第一項中「四人」を「三人」に改める。

第二百十八条第一項第一号中「シミュレーション技術（装備品等に共通して必要とされるものに限る。）」を削り、同項に次の一号を加える。

六　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関する契約の締結及び履行の促進に関すること。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は第三級賞詞」を「、第三級賞詞、第四級賞詞又は第五級賞詞」に、「又は第三級防衛功労章」を「、第三級防衛功労章、第四級防衛功労章又は第五級防衛功労章」に改める。

第四条中「若しくは第三級賞詞」を「、第三級賞詞、第四級賞詞若しくは第五級賞詞」に改める。

第五十一条の五中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　公文書監理官

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第六項から第八項までを削る。